

職業安定法及び関連する省令・指針に対する意見提言

令和2年5月25日

全国介護事業者政治連盟

会長 久野義博

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 野田啓英

介護業界における人材不足の状況は日増しに厳しさを増しております。そのため、介護事業者の採用に係る経費は増大し続けており、介護事業者の収益を圧迫しております。とりわけ、職業紹介事業者に対する支払い金額は、採用決定時に支払う手数料金額が大きいものの、近年の人材不足環境が切迫していることから、手数料金額が大きくとも活用しなければ事業の継続に支障をきたすこととなるため、やむを得ず活用している介護事業者も多く、手数料支払い金額は、介護事業者にとって最も大きな経費項目の1つとなっております。介護事業者による支払いは、介護報酬が売上の大部分を占める介護事業の特性を鑑みると、国民の税金及び保険料を原資としている介護報酬の多くが職業紹介事業者へ支払われることとなっております。

そのような情勢を踏まえて、平成30年1月1日に施行された『改正職業安定法』の中で、職業紹介事業者に対する事業運営への規制強化とともに、「人材サービス総合サイト」の開設により悪質な職業紹介事業者の排除が試みられておりますが、根本的な問題解決にはつながっておらず、この度、職業安定法及び関連する省令・指針に対して以下の要望を行います。

◆介護事業者に対する職業紹介事業者の特性（現状と課題）

・介護職員の採用に関する紹介手数料は、単価や年収に対するパーセンテージが日を追うごとに高額になっている。

例えば、大手職業紹介会社の手数料は5年前に年収の10%だったものが、現在は30%となっている。他の職業紹介会社では年収の35%となっているケースも散見される。

・他の産業や職種における紹介プロセスと比べて、介護職の紹介プロセスは簡略化されており、求職者のニーズに合致した求人の紹介がうまくいっていないケースが散見されている。

他の産業では、求職者と面談の上、就業ニーズをヒアリングし、募集企業と面談し情報収集した上で、最適な募集企業を紹介し、面接への同行や、その後の条件交渉などの仲介を行うことで、年収の30%～35%の手数料を設定しているケースが一般的である。対して、介護職の紹介においては、求職者、募集企業との直接面談は行わず事前に入力された条件に基づき紹介が行われ、面接同行や条件交渉の仲介が行われずに30%～35%の手数料が設定されているケースも散見される。

・しかしながら、他方で、他職種と比較して、平均年収が少ない介護職においては、手数料の年収に対するパーセンテージは同等であっても単価金額は少なくなる傾向にあり、介護業界における人材不足の影響が

ら、求職者の募集における宣伝広告費が高騰しているなどの背景から手数料金額の設定が行われていることも考慮しなければならない。

・また、過度な規制強化（例えば、紹介手数料を著しく低い水準で上限設定を設けるなど）が行われることとなれば、職業紹介事業者が事業の採算を考え、未経験の求職者等を中心に、介護職への紹介を控えることも想定され、介護職への人材流入が少なくなることは避けなければならない。

・一部で悪質な職業紹介事業者も存在しており、求職者と口裏を合わせて、求職者に採用決定お祝い金を支給し、短期間での就職、離職を繰り返して、募集企業より紹介手数料を短期間で複数社より請求するようなケースも見られる。こういった悪質事業者を排除する仕組みを検討しなければならない。

上述した「介護事業者に対する職業紹介事業者の特性」を踏まえた上で、以下の要望を取りまとめました。

◆要望事項

◎保険事業者に対する特別ルールの設定

・医療機関、薬局、介護事業、福祉事業、保育事業など、社会保障分野における保険事業を営む事業者に限定して、職業紹介事業者の運営に特別ルールを定めて頂きたい。

◎紹介手数料に関する項目

・紹介手数料に対する補助金や助成金などの公的な支援金を検討して頂きたい。

・処遇改善加算及び特定処遇改善加算を、職員採用に関する費用や労務管理、教育研修等に関する費用の一部に充当できるように内容を見直して頂く、もしくは新たな加算として「人材対策加算」の創設を検討頂きたい。

・単純な手数料への上限を定めることは介護事業者、職業紹介事業者の双方にとって望ましいことではないため、紹介事業者の業務プロセスに応じた紹介手数料の上限を定めることを検討頂きたい。

◎紹介した求職者への対応に関する留意点の見直しに関する項目

・紹介手数料に関する返戻金制度については、努力義務ではなく、義務化を検討して頂きたい。

・紹介手数料に関する返戻金制度の内容についても一定の取り決めを定めて頂きたい。

・各種の義務に対する罰則ルールを強化して頂きたい。

◎人材サービス総合サイトに関する項目

・優良な職業紹介事業者の情報よりも、悪質な事業者の情報が必要であり、罰則の強化と合わせて、ルールを逸脱した運営を行っている事業者を公開する仕組みを検討して頂きたい。

以上

職業紹介事業者の皆様へ

～事業運営のルールが変わります～

＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や関連する省令・指針の改正に伴い、業務運営等について職業紹介事業者の皆様にご留意いただきたい点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 職業紹介の実績等を情報提供する義務

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトにおいて、職業紹介の実績に関する下記①～⑦の情報提供を行うことが義務付けられます。

情報提供が必要な事項

①	各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
②	①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
③	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数（※） ※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻等した者の数を集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。
④	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
⑤	手数料に関する事項（手数料表の内容）
⑥	返戻金制度（※）の導入の有無及び導入している場合はその内容 ※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度
⑦	その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】

情報提供の方法

①～④については「人材サービス総合サイト」（<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>）に入力し、⑤～⑦については人材サービス総合サイト上でPDFの登録又は自社HPのURLの登録を行ってください。⑤及び⑥については、2018（平成30）年1月1日から掲載を行い、変更があれば速やかに更新することが必要です。

掲載時期は次ページ

※ 掲載作業の詳細については、人材サービス総合サイトの改修に合わせてお知らせします。

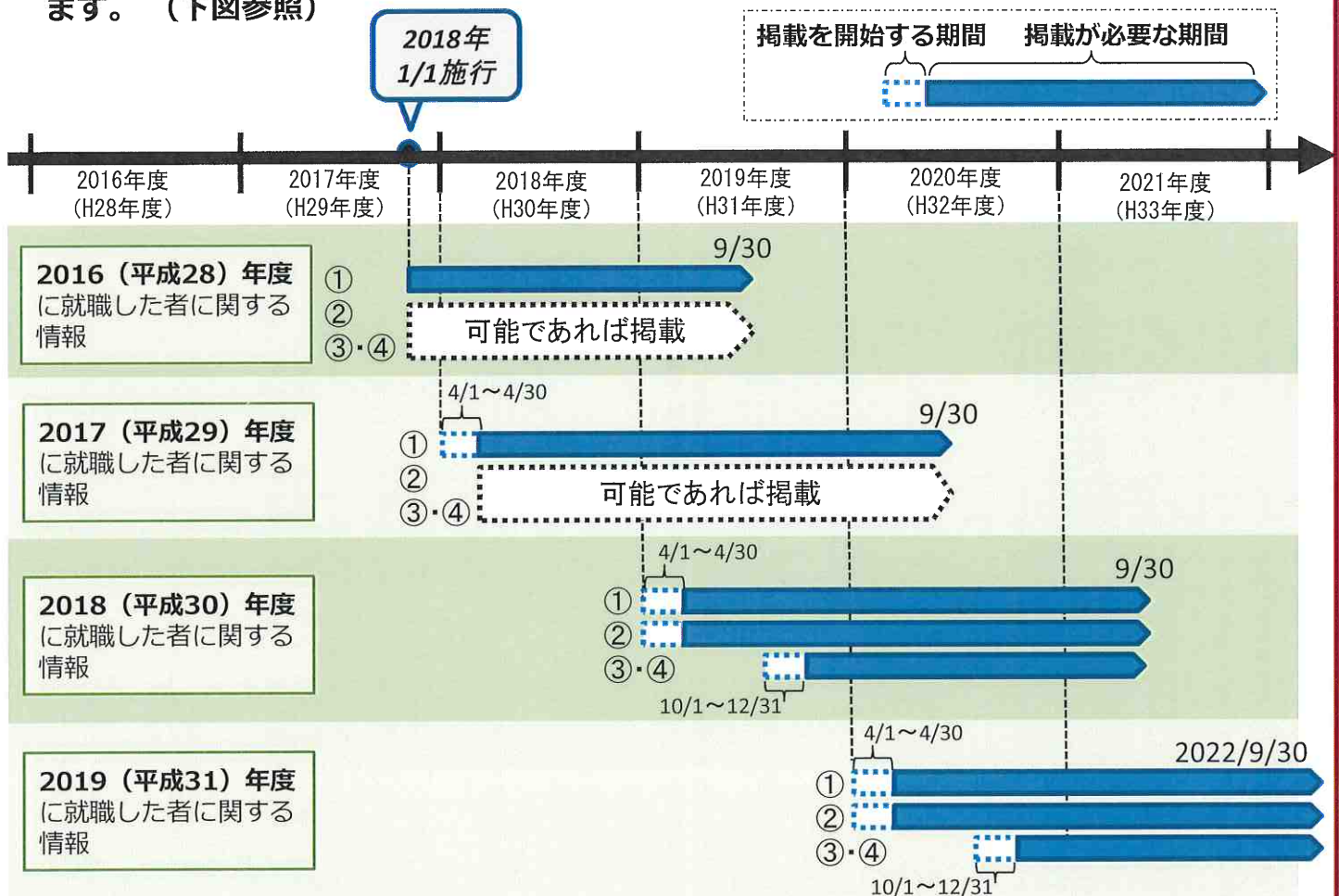
※ 第三者に掲載のための作業を委託することは差し支えありません。

情報提供する時期

▶ 前ページ①～④の情報提供については、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

	情報の内容	掲載開始・更新時期	掲載期間
①	各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
②	各年度の無期雇用就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
③	②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間
④	②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間

▶ ただし、2017（平成29）年度に就職した者に関する情報までは、所要の経過措置があります。（下図参照）



2 求職者等へ明示する必要がある労働条件等

▶ 省令において、次の事項の明示が義務付けられました

- ・試用期間の有無及び期間、試用期間中の労働条件
- ・労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ・派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨

▶ また、以下の事項についても、明示すべきであることが指針に明記されました。

- ・固定残業代制を採用する場合、固定残業代を除いた基本給の額、固定残業時間、固定残業時間を超えた場合は追加で給与を支払う旨
- ・裁量労働制を採用する場合には、その旨

3 求人・求職管理簿、事業報告への記載事項

求人・求職管理簿について、2018（平成30）年度に就職した者についての情報から、これまでの記載事項に加えて、新たに以下①～③の事項を記録することが必要となります。（これまでと同様、様式は自由です。）

①	期間の定めのない労働契約を締結した場合は、その旨
②	転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から2年間） 例：採用年月日＝2018（平成30）年4月1日 禁止期間＝2018（平成30）年4月1日～2020（平成32）年3月31日
③	無期雇用就職者については、就職から6か月以内に離職したか否か

※ これらについては、2018（平成30）年度に就職した者に関する情報から記載することが必要となりますが、それ以前の就職者についても、可能な範囲で記載することが望ましいものです。

労働局に提出する事業報告についても、これまでの報告事項に加えて、新たに以下①～④の事項の報告が必要となります。提出時期と報告する情報の内容は、次の表のとおりです。

提出時期 報告する情報		2018年4月 （旧様式）	2019年4月 （新様式）	2020年4月 （新様式）	2021年4月 （新様式）
①	各年度の無期雇用就職者数	記載不要	2018年度就職者数	2019年度就職者数	2020年度就職者数
②	①のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数及び離職したかどうか判明しなかった者の数	記載不要	（可能であれば記載） 2017年度に就職した者に関する数	2018年度に就職した者に関する数	2019年度に就職した者に関する数
③	返戻金制度の有無及び導入している場合はその内容	記載不要	提出時点の有無及び内容	提出時点の有無及び内容	提出時点の有無及び内容
④	職業紹介に従事する従業員の人数及び従業員に対する教育の内容	記載不要	2019年3月末の従業員数及び2018年度に実施した教育の内容	2020年3月末の従業員数及び2019年度に実施した教育の内容	2021年3月末の従業員数及び2020年度に実施した教育の内容

※ 2018年4月提出分まではこれまでと同じ旧様式を使用し、2019年4月提出分から新様式を使用してください。

4 求人者に対する啓発等の必要性

・今回の改正で、求人者は、求人票の労働条件と労働契約の内容が異なる場合等には、変更内容等を明示することが必要となります。また、求人者に対する厚生労働大臣による指導監督等の規定が整備されます。これらを踏まえ、労働条件等の明示などが適正に行われるよう、職業紹介事業者は求人者に理解を求めていくことが大切です。

・また、求人票については、ハローワークで使用している求人票や記載例等も参考にしながら、労働条件等の明示が適切に行われるようにしてください。求人票や記載例等は、ハローワークのホームページに掲載していますので、ご参照ください（下記URL参照）。

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/material/localhost/doc/kyuujin2903.pdf#page=5

5 紹介した求職者への対応に関する留意点

職業紹介事業者は、紹介した求職者が早期に離職することの無いよう、以下①～④の事項を遵守することが必要です。

①	自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。
②	手数料に関して、返戻金制度を設けることが望めます。
③	求職者・求人者双方に、それぞれから受理する手数料の明示が必要です。
④	求職者等を勧誘するに当たっては、お祝い金等の金銭を支給することは望ましくありません。

6 職業紹介責任者の遵守事項

職業紹介責任者は、以下①②の内容を遵守することが必要です。

①	職業紹介責任者は、職業紹介の従業者に対し、事業運営の改善向上のための教育を行わなければなりません。（外部の講習に参加させることも可能です。）
②	職業紹介責任者は、「厚労省人事労務マガジン」に登録して、労働関係法令の最新の情報を確認しなければなりません。なお、第三者に代理で登録してもらうことなどにより、配信内容を確認することも差し支えありません。 https://merumaga.mhlw.go.jp/ （又は「厚労省人事労務マガジン」と検索）から登録してください。

これらの他、以下のような改正が行われています。詳しくは業務運営要領等をご確認ください。

- ・許可の欠格事由に「暴力団員」等が追加されました。（2017（平成29）年4月1日施行）
- ・複数の職業紹介事業者と提携する場合は、個人情報保護措置を適切にとる等の必要があります。
- ・一定の法令違反を繰り返す事業主等からの求人について、受理しないことができるようになります。公布（2017（平成29）年3月31日）から3年以内に施行予定であり、施行日等の詳細は今後政省令等で定められます。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637